

審 第 2 8 8 4 号  
答 申 第 3 1 6 号  
令和5年11月6日

千葉県知事 様

千葉県個人情報保護審議会  
会 長 石 井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和2年5月21日付け審第〇〇号－1による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第272号

令和2年4月3日付けで審査請求人から提起された、令和2年3月31日付け審第〇〇号で行った自己情報開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が令和2年3月31日付け審第〇〇号で行った自己情報開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和2年3月17日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「千葉県個人情報保護条例50条にかかり、私が苦情、相談、意見、要望等をしたことに関して取得・作成されたもの一切。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、総務部審査情報課（以下「審査情報課」という。）が保有する「苦情処理・苦情相談記録票の送付について（送付）」（以下「本件文書1」という。）及び「苦情の処理について」（以下「本件文書2」といい、本件文書1と併せて「本件文書」という。）に記録された個人情報を特定し、本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、令和2年4月3日付けで、本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和2年5月21日付け審第〇〇号-1で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 本件審査請求の趣旨

本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定した上で、請求した情報は全て開示するとの裁決を求める。

裁量的開示を実施することを求める。

イ 本件審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を開示請求の適用除外か

解釈上の不存在と判断することが違法である。開示請求の内容及び請求対象たる事案の性質からして、対象文書が全く存在しないとは、到底、考えられない。審査請求人は、少なくとも、千葉県病院局経営管理課（以下「経営管理課」という。）の〇〇氏が担当者となった、条例第50条に基づく手続を取っているし、審査情報課に対しても経営管理課等について条例第50条に基づく手続を取っていることから、それらの際の対象個人情報記録した行政文書も存在するはずである。

不開示部分は、いずれも、条例第19条に該当する。

(2) また、審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

#### ア 文書の特定

審査情報課の〇〇氏も、経営管理課給与福利班の〇〇氏も、ともに、本件開示請求の対象事案に係る本件以前の個人情報開示請求に係り、対象個人情報を記載した行政文書がどの裁判に係るものなのかという審査請求人の質問に対して、その情報も含めて不開示となっている旨を回答し、以前の開示請求ではどの裁判に関する情報なのかは開示されてきたのにどうしたことなのかとの質問に対して、それはそのときには行政文書にたまたま記載されていたから開示になったのであり、本件では記載されていないからどの裁判に関する情報なのか回答できない、どの裁判に関する情報なのかについても不開示決定になっているから審査請求が可能であり、審査請求すればいいと述べた上で、それはおかしいとの審査請求人による条例に基づく苦情に対して、審査請求ができるものであるから、条例第50条に基づく苦情の対象には含まれない、その内容からして個人情報の取扱いに当たらないから、条例第50条に基づく苦情の対象には含まれない、と述べて、条例第50条に基づく苦情としての受付を拒絶した上に、〇〇氏に至っては苦情ですらないとした。両氏が述べたとおりであれば、当該処分に対する審査請求の弁明書において、どの裁判に関する情報なのかについても弁明がなされていることになるが、どの裁判に関する情報なのかについての情報が不開示とされたことにつき何らの弁明もされていないことから違法である。仮にこれが審査請求することができないものであるとしたら、条例第50条に基づく苦情を直ちに受け付けなければならないものであるし、そもそも、審査請求することができるものについても条例第50条に基づく苦情の対象となることは、宇賀克也最高裁判所裁判官の著書においても明らかである。

また、条例第50条の解釈について狭きに失しているから改善するように住民や制度利用者として要望もしているし、課内での検討の結果も電話で伝達されている。それらに係り全く行政文書が取得・作成されて

いないということは著しく不合理である。

したがって、少なくとも、前記の点に係る行政文書が作成・取得されているはずであるから、これらを特定すべきである。

イ 理由附記の不備の違法

本件の理由附記は、条例第21条第2項及び第3項の規定により要請されている理由附記の水準を満たしたものとは言えない。

したがって、通知書の理由附記において看過し得ない瑕疵があるといふべきであるから、本件決定は当然に取り消すべきである。

ウ 結語

よって、本件決定は、理由附記の不備の違法があるとともに、特定漏れもあることから、取り消すべきである。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却するのが相当である。

(2) 処分の内容

ア 審査請求に係る処分

本件審査請求に係る処分は、本件決定である。

イ 本件開示請求に係る個人情報を記録する行政文書の特定及び内容について

(ア) 本件開示請求に係る個人情報を記録する行政文書の特定について  
本件開示請求を受け、実施機関は、本件文書を特定した。

(イ) 本件文書1の内容について

本件文書1は、「苦情処理・苦情相談記録票の送付について（送付）」（〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号）に係る供覧文書である。〇〇第〇〇号は、千葉県〇〇を発信者とする文書であり、審査情報課において、〇〇月〇〇日に供覧を完了している。また、〇〇第〇〇号には、「苦情処理・苦情相談記録票」（〇〇年〇〇月〇〇日受付、千葉県〇〇）の写しが添付されている。

(ウ) 本件文書2の内容について

本件文書2は、「苦情処理・苦情相談記録票」（〇〇年〇〇月〇〇日受付、審査情報課）に係る供覧文書である。審査情報課において、〇〇年〇〇月〇〇日に供覧を完了している。

(3) 処分の理由

本件開示請求の内容から、審査請求人は、自己の情報の取扱いに関する苦情、制度の運用に関する苦情等広く実施機関が行う個人情報の取扱い全

般についての苦情について、行政文書に記録された自己の個人情報の開示を請求しているものと解釈した。

また、本件開示請求には、「相談、意見、要望等をしたことに関して」との記載もあることから、苦情のみでなく、相談、意見、要望やこれらに類するものであって、条例第50条に係る手続やこれに準じた手続によって処理されたものについても開示請求しているものと解釈した。

このような解釈の下、実施機関は、知事が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱（平成5年9月20日制定。以下「事務取扱要綱」という。）第7の1（1）アに規定する苦情処理・苦情相談記録票（以下「記録票」という。）に係る簿冊や苦情、相談、意見、要望等を綴じている簿冊を簿冊棚で探索した上、発見した簿冊内で本件開示請求に係る個人情報を検索し、本件文書を特定した。

そこで、本件文書の内容を確認したところ、条例第17条各号に規定する不開示情報が含まれていないため、その全部を開示することとしたものである。

#### （4）弁明の内容

##### ア 苦情の処理について

##### （ア）個人情報の取扱いに関する苦情

実施機関は、条例第50条において、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとされている。千葉県個人情報保護条例解釈運用基準（平成5年9月28日制定）は、「苦情の申出は、自己の情報の取扱いに関する苦情、制度の運用に関する苦情等広く実施機関が行う個人情報の取扱い全般について行うことができるもの」とであると説明している。

そして、事務取扱要綱は、苦情があった場合の処理手続を定めている。

##### （イ）苦情の受付等

事務取扱要綱第7において、条例第50条に規定する苦情は、担当課（所）又は総合窓口（事務取扱要綱第2の1（1）で、審査情報課に設置するとされている。）で受け付けるものとされている。

同条の規定により、実施機関が処理することとなる苦情を担当課（所）で受け付けた場合には、担当課（所）は記録票を作成し、また、当該記録票を保管し、その写しを総合窓口へ送付することとされている。苦情を総合窓口で受け付けた場合には、総合窓口は記録票を作成するとともに、記録票を担当課（所）へ送付し、その写しを保管することとされている。

##### （ウ）苦情申出に対する対応

担当課（所）は、苦情申出があったときは、関係書類の確認、関係者への事情聴取等の方法により、苦情に係る個人情報の取扱いの事実関係を把握し、苦情申出者に対し、苦情相談に係る処理を文書で回答する等適切かつ迅速な処理に努めるものとされている。

また、担当課（所）は、苦情申出に対する対応を記録票に記録し、保存するとともに、その写しを総合窓口へ送付するものとされている。

(エ) 相談、意見、要望等について

実施機関が行う個人情報の取扱い全般について、相談、意見、要望その他これらに類するものがあつた場合は、記録票や何らかの記録に残す場合も考えられるが、原則として記録に残すことはしていない。

イ 本件決定の妥当性

審査請求人は、前記 3 (1) イのとおり、文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を開示請求の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法であるし、本件開示請求の内容及び請求対象たる事案の性質からして、対象文書が全く存在しないとは、到底、考えられないと主張するが、本件審査請求を受けて、改めて簿冊棚や簿冊等を検索したところ、本件文書以外には、本件開示請求に係る個人情報が記録された行政文書は発見されなかった。

また、本件開示請求に係る個人情報について、条例第 5 2 条に規定する個人情報は含まれない。

さらに、審査請求人は、審査情報課に対しても経営管理課等について条例第 5 0 条に基づく手続を取っていることから、それらの際の対象個人情報を記録した行政文書も存在するはずであると主張するが、経営管理課に関するもので、本件開示請求に係る個人情報を記録する行政文書は、審査情報課において発見されなかった。

なお、審査請求人は、不開示部分はいずれも、条例第 1 9 条に該当すると主張しているが、本件決定は、本件開示請求に係る個人情報の全部を開示する決定であり、不開示情報は存在しないことから、当該主張は失当である。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は、違法又は不当ではない。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記 3 (1) アのとおり、本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定した上で、請求した情報は、全て開示するとの

裁決を求めているので、以下、検討する。

(2) 個人情報の特定の妥当性について

ア 苦情に対する対応について

実施機関によると、条例第50条に基づく苦情を受け付けた場合の処理については、前記4(4)アのとおりであり、記録票を作成することとしているとのことである。

もっとも、反論書に記載されている「対象個人情報を記載した行政文書がどの裁判に係るものなのか」という質問に係る苦情については、同条に基づく苦情として受け付けておらず、記録票も作成していないところ、これは、当該苦情の内容が、本件とは別の自己情報開示請求に対する決定内容に係るものであり、決定に対する不服については、審査請求制度に基づく対応がなされるものであることから、同条に基づく苦情として受け付けるものではないと判断したためとのことである。

審議会としては、当該苦情に対する対応についての実施機関の説明に特段に不自然、不合理な点は認められない。また、実施機関のこのような対応が審査請求人の権利利益を損なうとは認められない。

イ 文書の再探索について

実施機関によると、本件審査請求を受けて、改めて文書の探索を行ったところ、本件決定で特定した個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報は存在しなかったとのことである。

審議会が事務局職員を通じて改めて審査情報課に文書の探索を行わせたところ、本件決定で特定した個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報を審査情報課において保有していないことが確認された。

ウ 実施機関の説明及び再探索の結果を踏まえると、審議会としては、実施機関が本件決定において、本件文書に記録された個人情報を特定し、それ以外の個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求に係る個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

(3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年 5月21日	諮問書（弁明書の写しを含む）の受理
令和2年 6月17日	反論書の写しの受理
令和5年10月19日	審議（令和5年度第6回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会